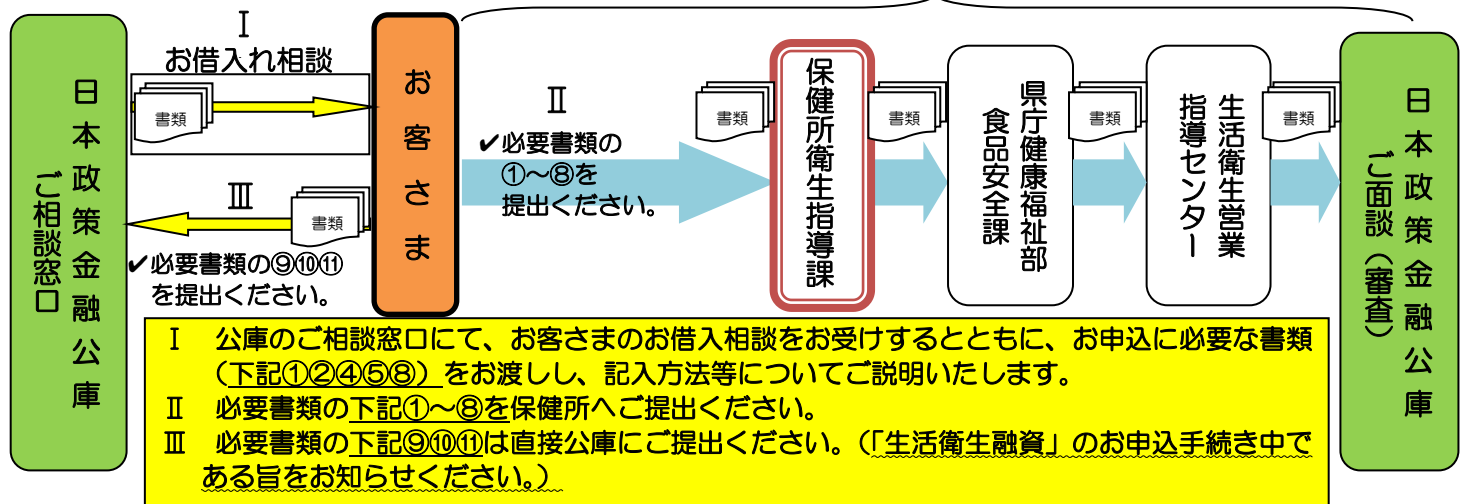


生活衛生融資【一般貸付】のお申し込み方法

お申込みの流れ

※必要書類を保健所ご提出いただき、公庫のご面談（審査）まで約2週間要します。
※ご面談後のご融資の可否については、状況に応じ約1～2週間かかります。



★ お借入申込に必要な書類 ★

	創業及び創業後間もない方	既に事業経営を行っている方
保健所衛生指導課 にご提出いただく書類	☐ ①「推薦書交付願」	☐ ①「推薦書交付願」
	☐ ②借入申込書	☐ ②借入申込書
	☐ ③法人営業の方：履歴事項全部証明書	☐ ③法人営業の方：履歴事項全部証明書
	☐ ④創業計画書	☐ ④借入金の用途について
	☐ ⑤ —	☐ ⑤企業概要書（はじめてご利用いただく方）
	☐ ⑥図面（平面図、レイアウト図等） 投資計画予定物件の所在地が分かるもの （重要事項説明書、（仮）賃貸契約書等）	☐ ⑥図面（平面図、レイアウト図等） 投資計画予定物件の所在地が分かるもの （重要事項説明書、（仮）賃貸契約書等）
	☐ ⑦ —	☐ ⑦営業許可書（写）・届出確認書（写）
	☐ ⑧お客さまの情報の利用に関する同意書	☐ ⑧お客さまの情報の利用に関する同意書
公庫 にご提出いただく書類	☐ ⑨該当工事・設備の見積書、カタログ等	☐ ⑨該当工事・設備の見積書、カタログ等
	☐ ⑩ —	☐ ⑩決算書類 法人 ○最近2期分の決算報告書（勘定科目明細書付） ○決算から6カ月経過の場合は直近の試算表 個人 ○最近2年分の確定申告書 ・青色申告の場合：青色決算書 ・白色申告の場合：収支内訳書 （ご作成がない場合は所得証明書2年分）
	☐ ⑪不動産担保をご希望の場合 全部事項証明書（謄本）、公図・建物図面、 固定資産評価証明書等が必要となります。	☐ ⑪不動産担保をご希望の場合 全部事項証明書（謄本）、公図・建物図面、 固定資産評価証明書等が必要となります。

○申込金額が500万円を超え、かつ、次の資金を含む場合には、県の推薦書が必要となります。

- （1）特別利率を適用する施設又は設備に要する資金
- （2）新規開業、独立開業、支店の開設、店舗の大幅な改築等により、新たに営業許可（届出）を必要とする施設又は設備に要する資金
- （3）協業化又は企業合同のために要する資金
- （4）経営多様化設備資金
- （5）理容師・美容師養成施設整備資金

【参考】推薦書が不要である主な設備の事例

業 種	設 備
飲食店営業、喫茶店営業	冷暖房設備、音響設備、テーブル・椅子、クロスの張替、ボイラー、リフト設備
理容業、美容業	理美容椅子（増設は不可）、ドライヤー、洗濯機、店舗標識灯
旅館業	貯湯槽、貯水槽、洗面設備、客室の冷暖房設備、ボイラー、リフト設備
クリーニング業	起毛機、汚点機、クリーニング所
食肉・食鳥肉販売業	作業用設備